

令和元年度 行政評価委員会評価表

事業名	放置自転車総合対策	担当部	都市整備部
		担当課	道路管理課

施策番号	1102	違法な駐車・駐輪を少なくします
事業の目的	新小岩駅他3駅の放置自転車整理区域内の道路及び一般交通の用に供する場所における通行の安全性及び災害時における緊急車両の通行を確保すると共に、駅前広場等の美観等まちの快適性を確保するため、指導誘導から撤去搬送、自転車保管所管理運営まで一元で管理を行う。	

実施内容	<p>平成26年度から新小岩保管所管内(新小岩駅)、平成29年度から高砂保管所管内(亀有、青砥、京成高砂駅)において、放置自転車総合対策を開始した。</p> <p>整理区域内に乗り入れる自転車の利用者に対して、委託した放置自転車指導員が、放置しないよう指導したり、駐車場や置場を利用するよう誘導する。</p> <p>放置された自転車に警告札を取り付け、1時間以上経過した自転車を撤去するとともに、保管所に移送し保管する。区は、保管した自転車の防犯登録番号をもとに、自転車の所有者の氏名、住所を警察に照会し、自転車の所有者に対して、引き取り依頼のはがきを郵送する。</p> <p>保管所は、引取りにきた人から条例に基づく手数料3,000円の支払いを受け自転車を返却する。</p> <p>保管期限(2か月)を過ぎても引き取りにこなかった自転車は、リサイクルする一部を除き、売却処分する。</p>
------	---

実績情報

成果指標									
目標・実績	指標	指標の根拠	単位	区分	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
								目標	実績
目標・実績	1日あたりの平均自転車放置率	1日のある時間帯での放置自転車整理区域内の放置自転車台数÷区域内乗入れ台数 (H29より新小岩保管所管内と高砂保管所の合計)	%	目標	3	2	2	目標	2
				実績	2	2	2		
実績の評価・分析	<p>総合管理委託にしたことで、事業者が警告札の取り付1時間経過後、再度放置状況を確認し素早く撤去を行うことができた。</p> <p>また、30年度の警告札の取り付け数については、亀有と青砥駅周辺において、29年度より各1万件あまり件数増となった。</p> <p>また、活動指標の各項目においても、前年度を上回る実績を上げてきており、総合管理委託を実施したことは適切な対応と考える。</p>								



活動指標									
目標・実績	指標	指標の根拠	単位	区分	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
								目標	実績
目標・実績	撤去保管台数	H29から新小岩保管所管内と高砂保管所管内の合計	台	目標	5,000	7,000	9,500	目標	9,900
				実績	4,438	9,699	9,839		
	警告札(赤)の取り付け数	H29から新小岩保管所管内と高砂保管所管内の合計	台	目標	12,000	15,000	28,000	目標	49,000
				実績	9,621	27,836	48,378		
返還台数	H29から新小岩保管所管内と高砂保管所管内の合計	台	目標	3,450	5,000	6,650	目標	6,800	
			実績	3,041	6,501	6,753			
返還率	H29から新小岩保管所管内と高砂保管所管内の合計	台	目標	72	72	70	目標	70	
			実績	69	67	69			

今後の方向性

評価の視点 ①方向性 ②実施内容 ③実施方法	③	新小岩保管所及び高砂保管所(3駅)について放置自転車撤去(搬送)、誘導及び指導、自転車保管所管理の一貫した総合管理を実施している。同保管所においての委託事業継続及び新柴又保管所、四つ木保管所においての総合委託を検討。
所管課の見解	改善	<p>総合管理委託導入後は、放置台数、撤去台数、注意札(警告)の取り付け数の実施及びそれに伴う、保管及び返還台数ともに実績が上がってきている。特に、青砥、亀有駅周辺の注意取り付け件数は前年度より1万件増えたとともに、撤去台数も増えている。これにより、歩行者の安全な歩行空間の確保及び駅周辺の環境美化に対する効果もあると考えられるため、総合管理委託の効果を検証し拡大実施していきたい。</p> <p>今後の放置自転車対策事業においては、街づくり事業と合わせた自転車駐車場の確保や各駅周辺での民間事業者による自転車駐車場の整備を促進するなどを図り、全体の放置自転車を減少させる取り組みをしていく。</p>

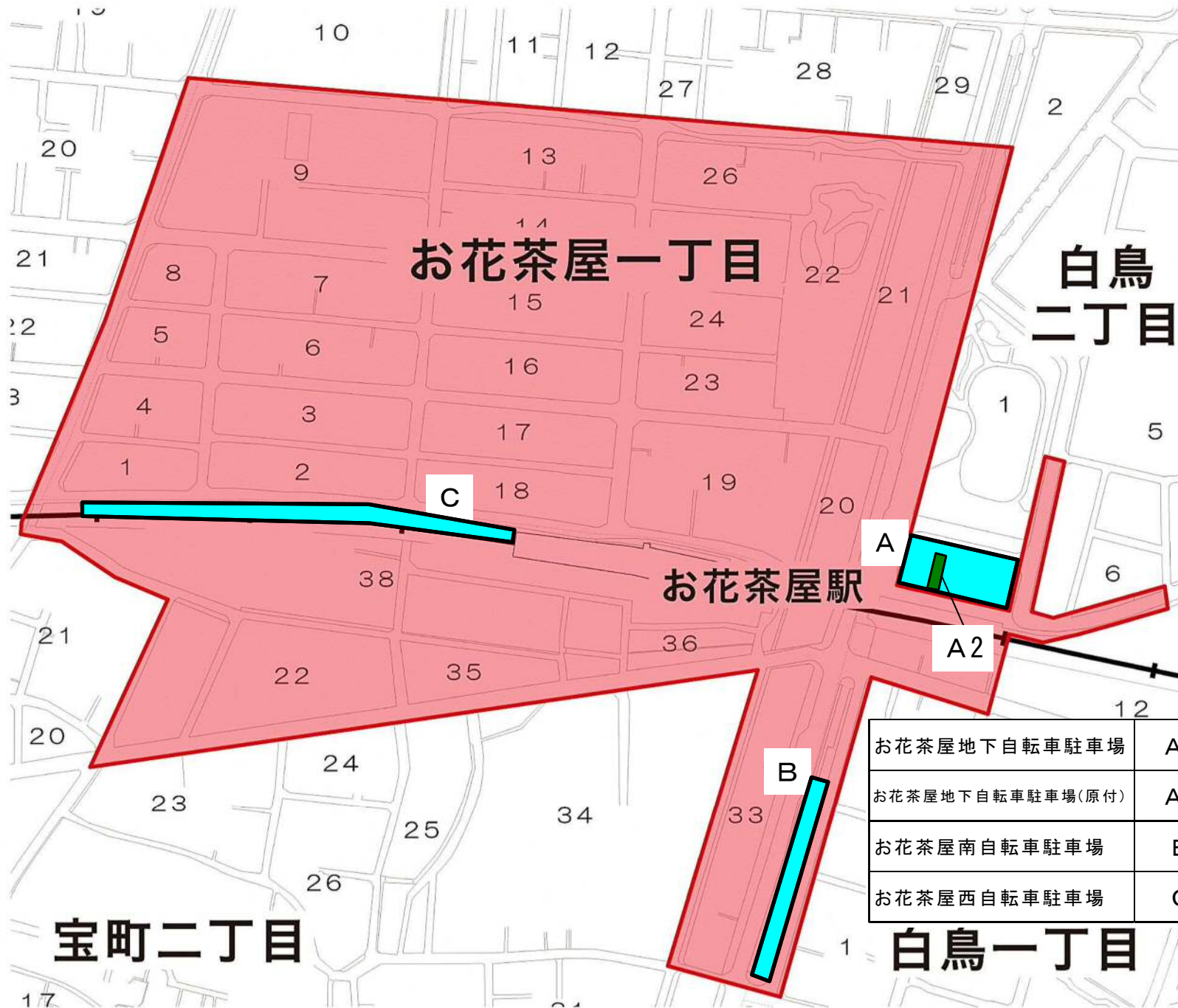
コスト内訳(決算)(千円)

項目	28年度	29年度	30年度	コストの主な内訳
収入				
特定財源				
国庫支出金				
都道府県支出金				
その他	11,086	24,110	24,253	返還手数料及び売却収入分
一般財源(a)	67,069	90,808	88,230	

事業費	28年度	29年度	30年度	
直接事業費(b)	69,875	106,468	104,123	
通信運搬費	372	482	544	
委託料	68,675	103,901	101,494	
使用料及び賃借料	828	2,085	2,085	
職員人件費(c)	8,280	8,450	8,360	
人件費	8,280	8,450	8,360	
再雇用職員	0.00人	0.00人	0.00人	
間接費(d)				
調整額(e)	900	950	1,000	
減価償却費				
金利				
退職給与引当	900	950	1,000	
(控)コスト対象外				
トータルコスト(f=b+c+d+e)	79,055	115,868	113,483	

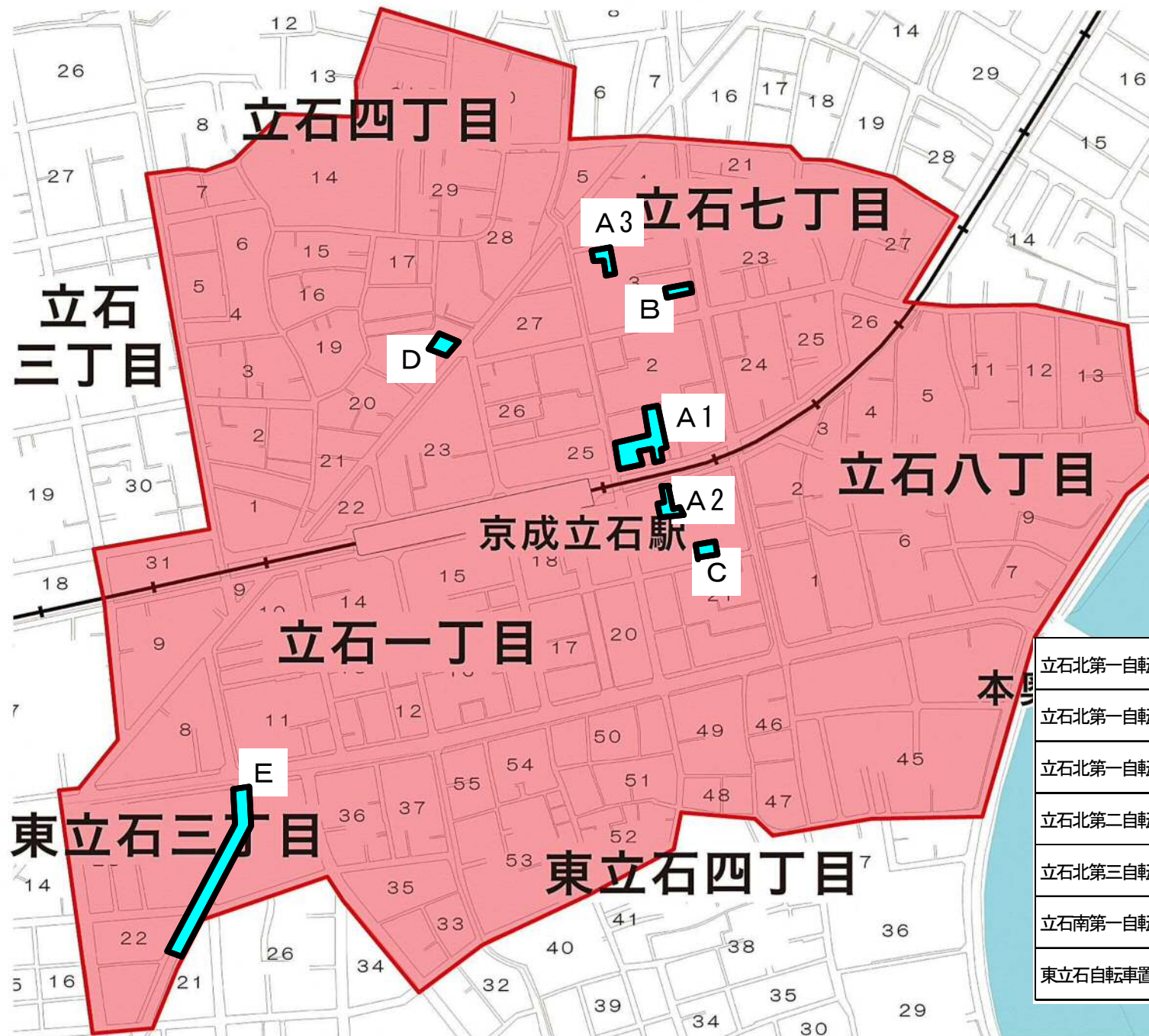
単位あたりコスト	28年度	29年度	30年度	コスト主な増減の理由
項目				30年度のコストが29年度に比べて下がっているのは管理システムの導入経費がないため。
単位の定義	撤去台数			
実績数値(g)	4,438	9,699	9,839	
単位あたり単コスト(a/g)	15,112.44円	9,362.61円	8,967.37円	
単位あたりコスト(f/g)	17,813.20円	11,946.39円	11,534.00円	

お花茶屋駅周辺放置自転車整理区域



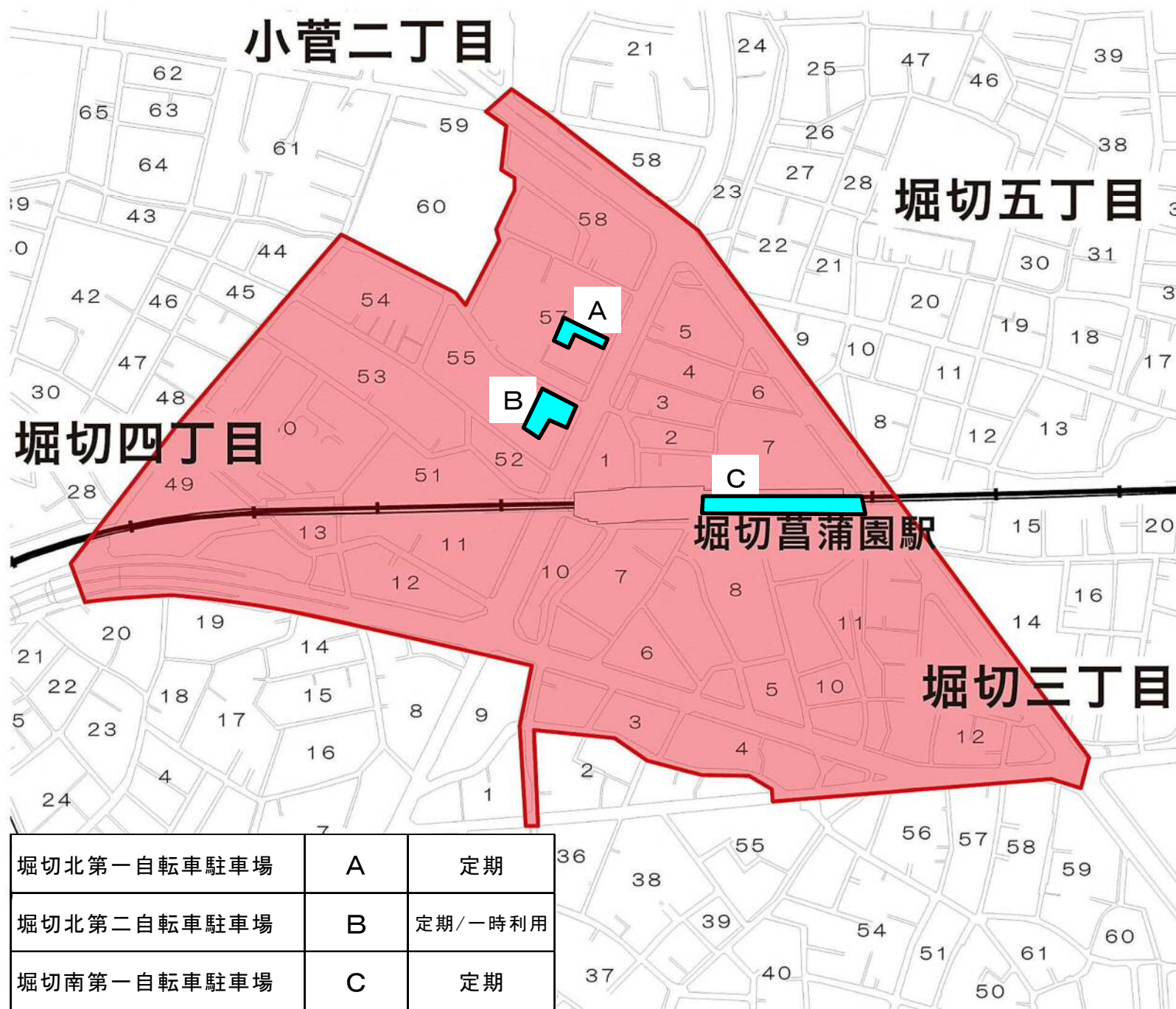
お花茶屋地下自転車駐車場	A1	定期/一時利用
お花茶屋地下自転車駐車場(原付)	A2	定期
お花茶屋南自転車駐車場	B	定期/一時利用
お花茶屋西自転車駐車場	C	定期/一時利用

京成立石駅周辺放置自転車整理区域

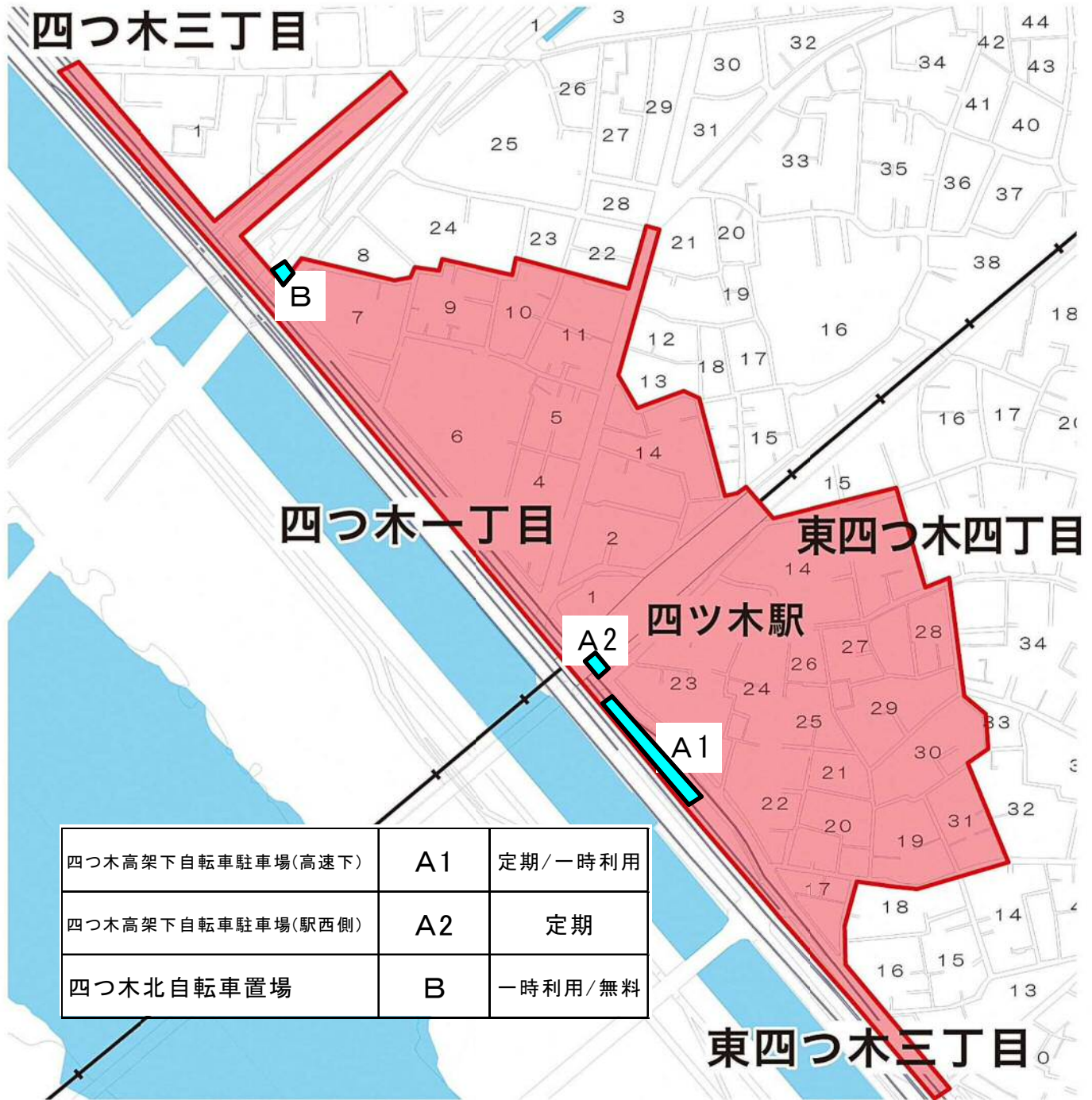


立石北第一自転車駐車場	A1	定期/一時利用
立石北第一自転車駐車場	A2	定期
立石北第一自転車駐車場	A3	定期
立石北第二自転車駐車場	B	定期
立石北第三自転車駐車場	C	一時利用
立石南第一自転車駐車場	D	定期
東立石自転車置場(登録制)	E	一時利用/無料

堀切菖蒲園駅周辺放置自転車整理区域



四ツ木駅周辺放置自転車整理区域

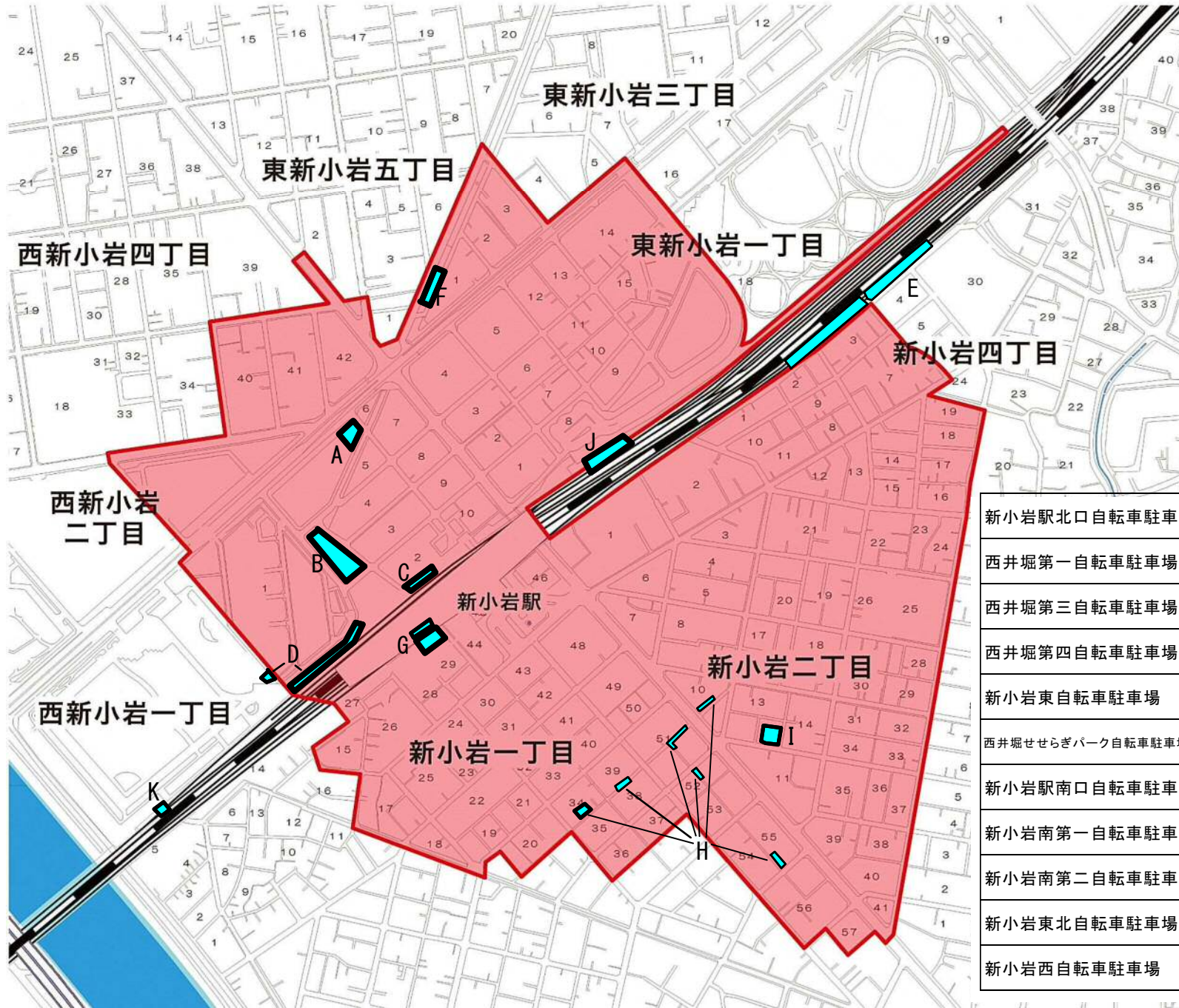


綾瀬駅周辺放置自転車整理区域



区営自転車駐車場	—	—

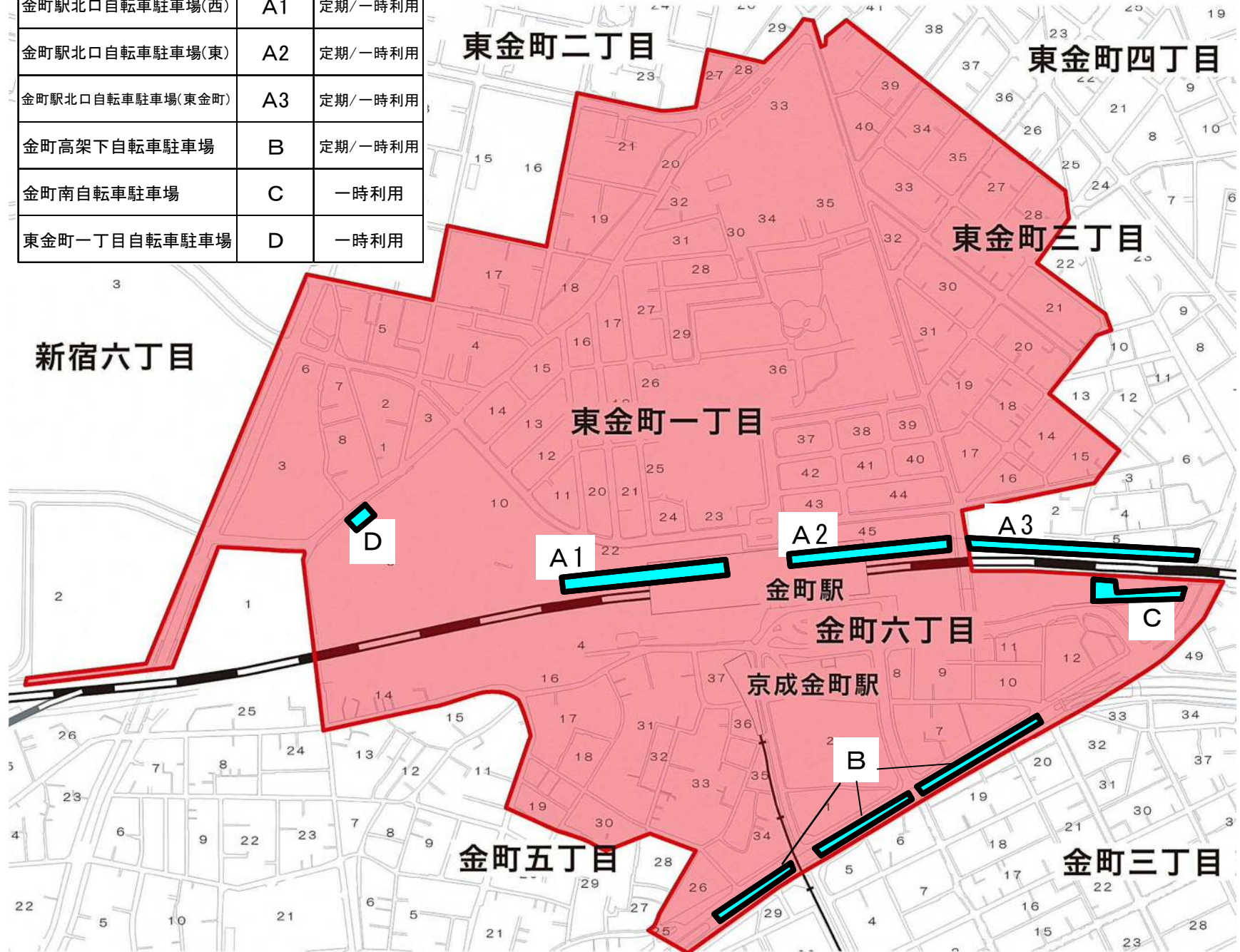
新小岩駅周辺放置自転車整理区域



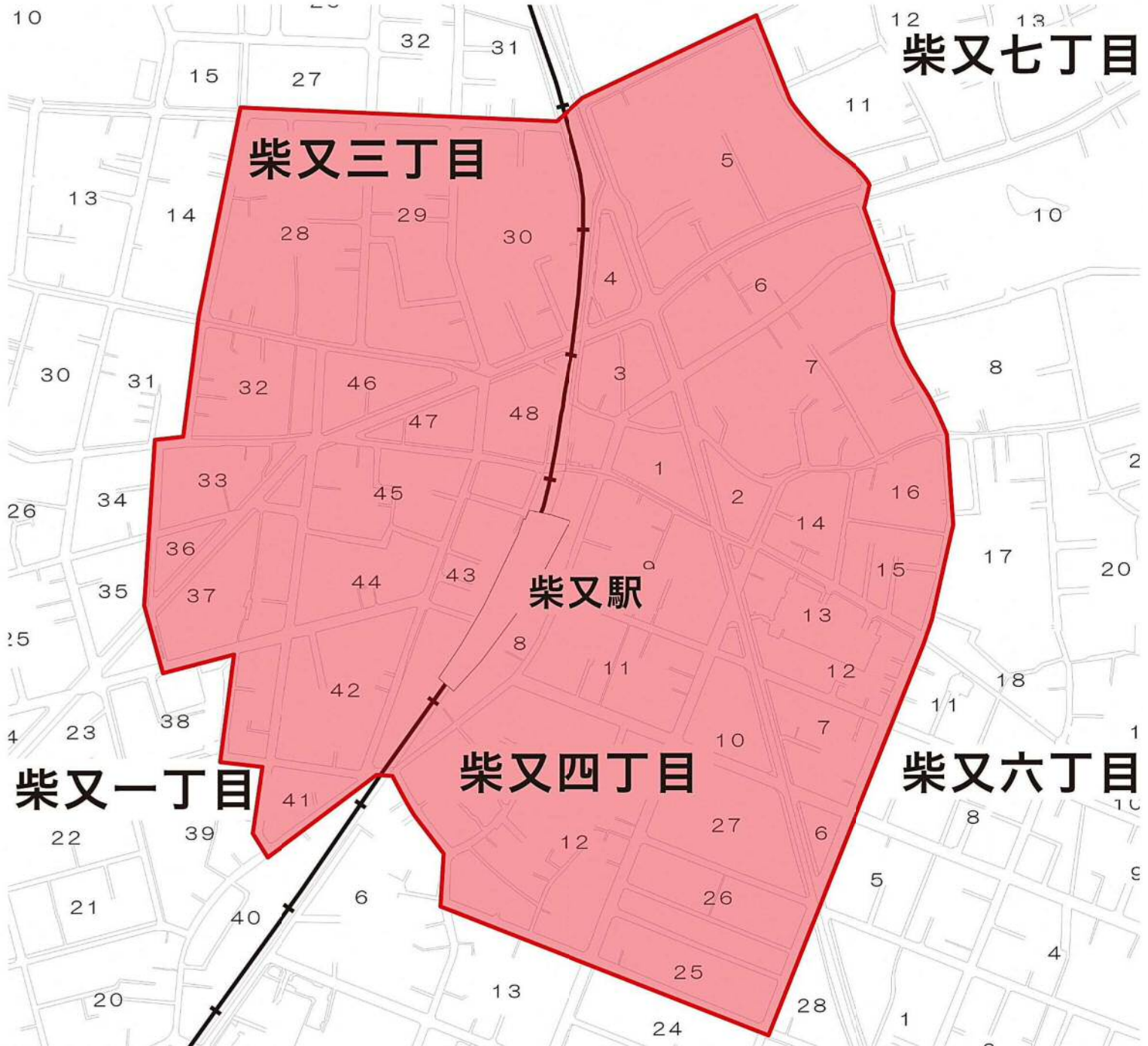
新小岩駅北口自転車駐車場	A	定期
西井堀第一自転車駐車場	B	定期/一時利用
西井堀第三自転車駐車場	C	定期
西井堀第四自転車駐車場	D	一時利用
新小岩東自転車駐車場	E	定期
西井堀せせらぎパーク自転車駐車場	F	定期
新小岩駅南口自転車駐車場	G	定期/一時利用
新小岩南第一自転車駐車場	H	定期
新小岩南第二自転車駐車場	I	定期
新小岩東北自転車駐車場	J	定期/一時利用
新小岩西自転車駐車場	K	定期

金町駅周辺放置自転車整理区域

金町駅北口自転車駐車場(西)	A1	定期/一時利用
金町駅北口自転車駐車場(東)	A2	定期/一時利用
金町駅北口自転車駐車場(東金町)	A3	定期/一時利用
金町高架下自転車駐車場	B	定期/一時利用
金町南自転車駐車場	C	一時利用
東金町一丁目自転車駐車場	D	一時利用

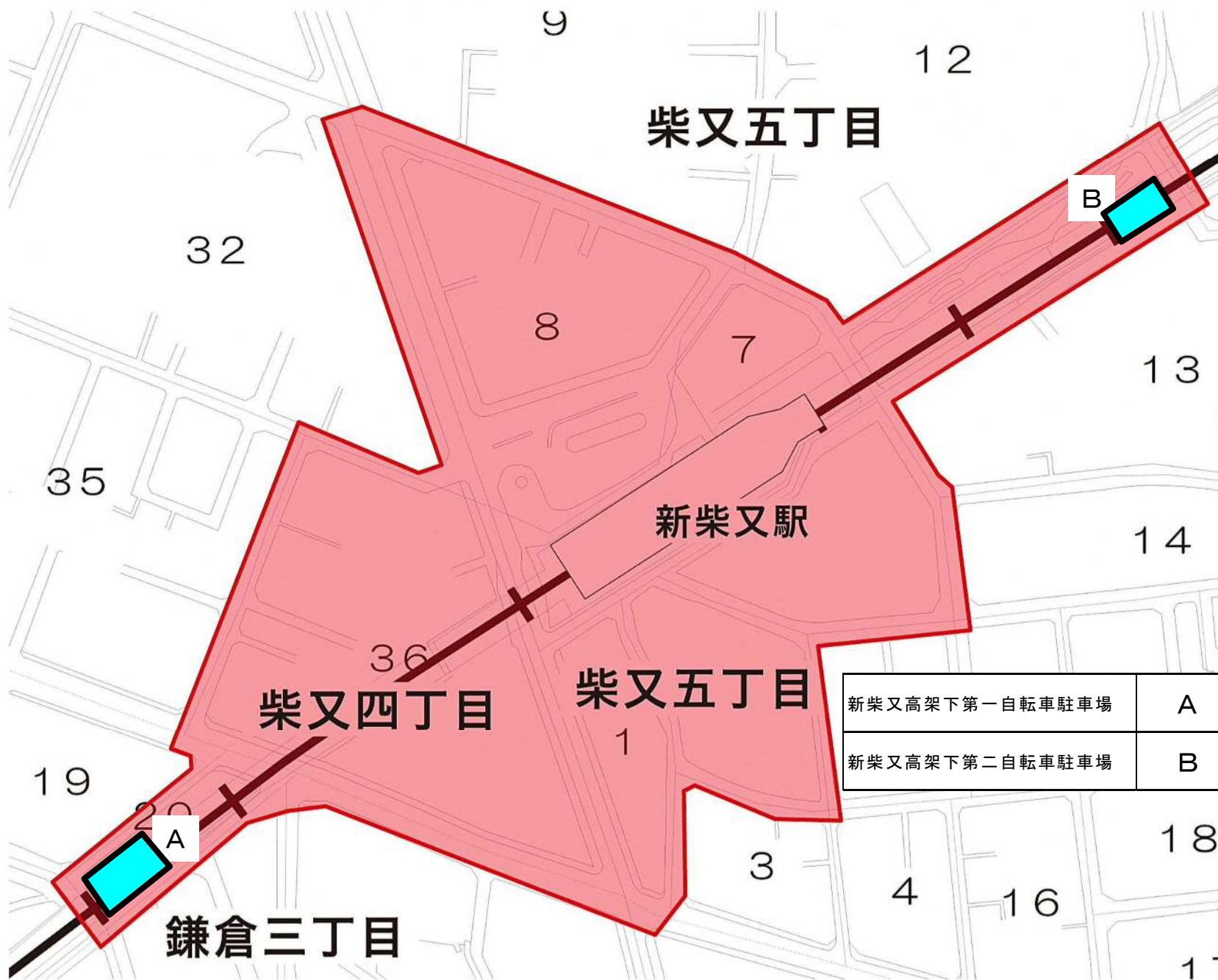


柴又駅周辺放置自転車整理区域



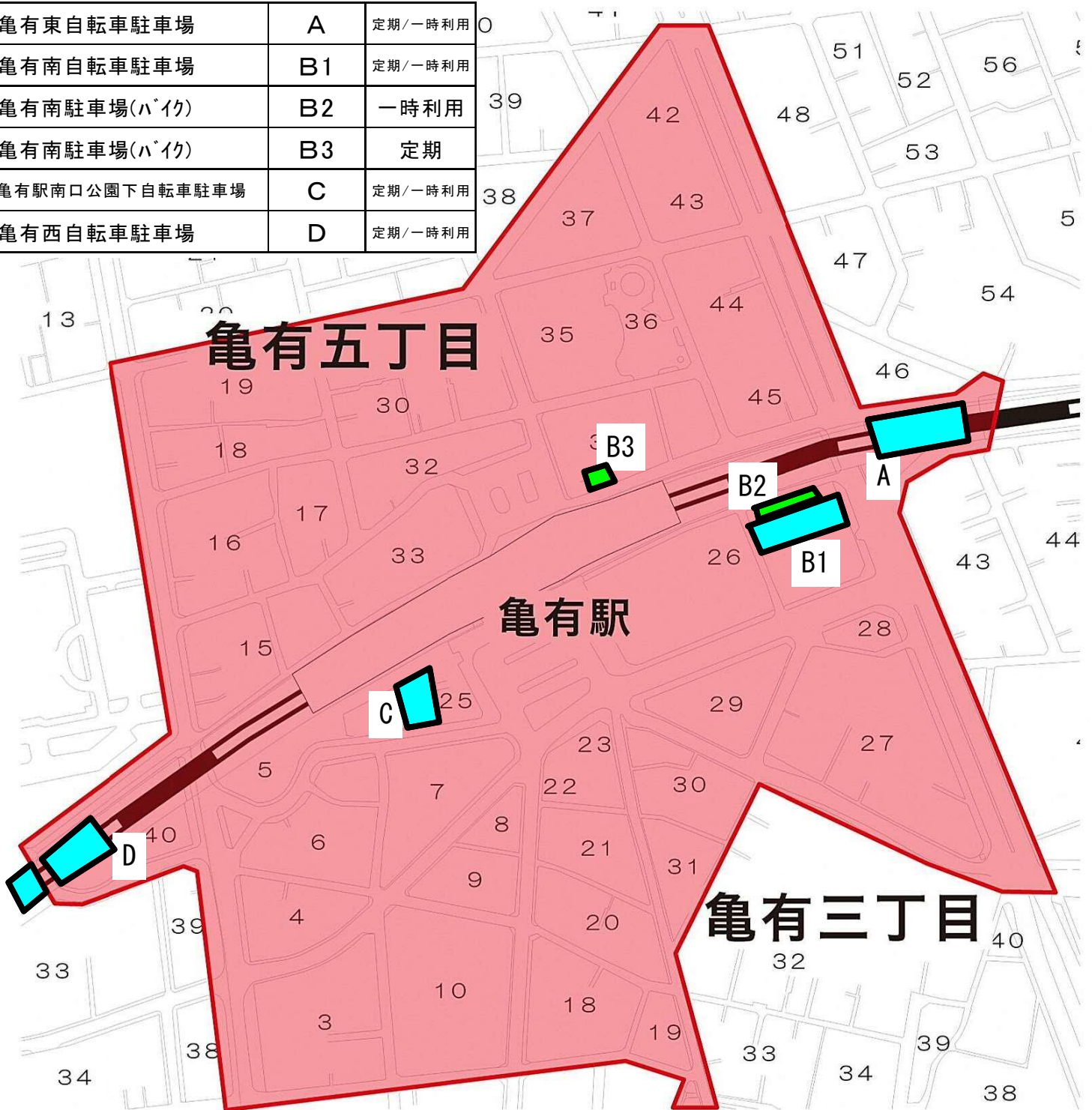
区営自転車駐車場	—	—

新柴又駅周辺放置自転車整理区域

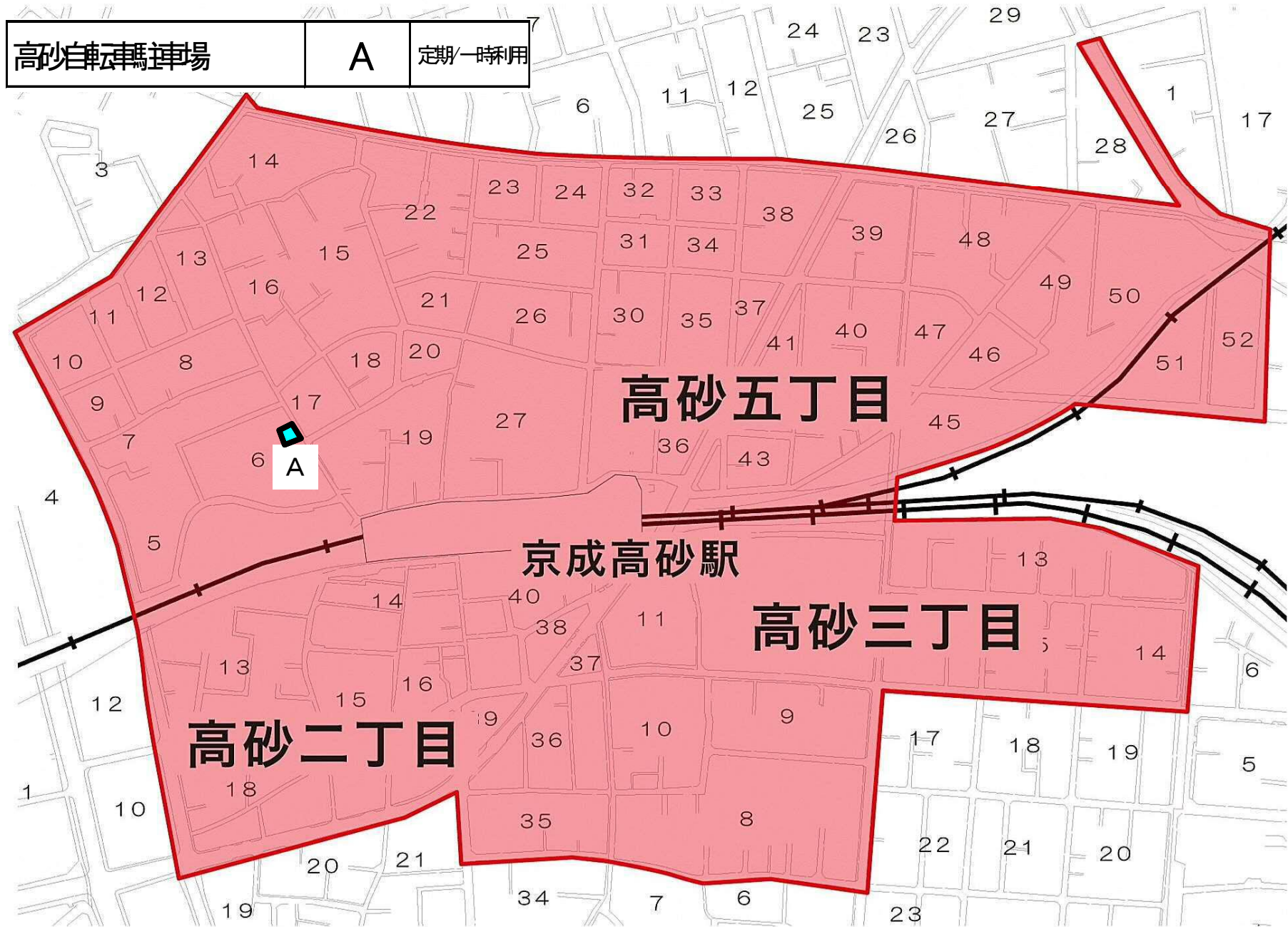


亀有駅周辺放置自転車整理区域

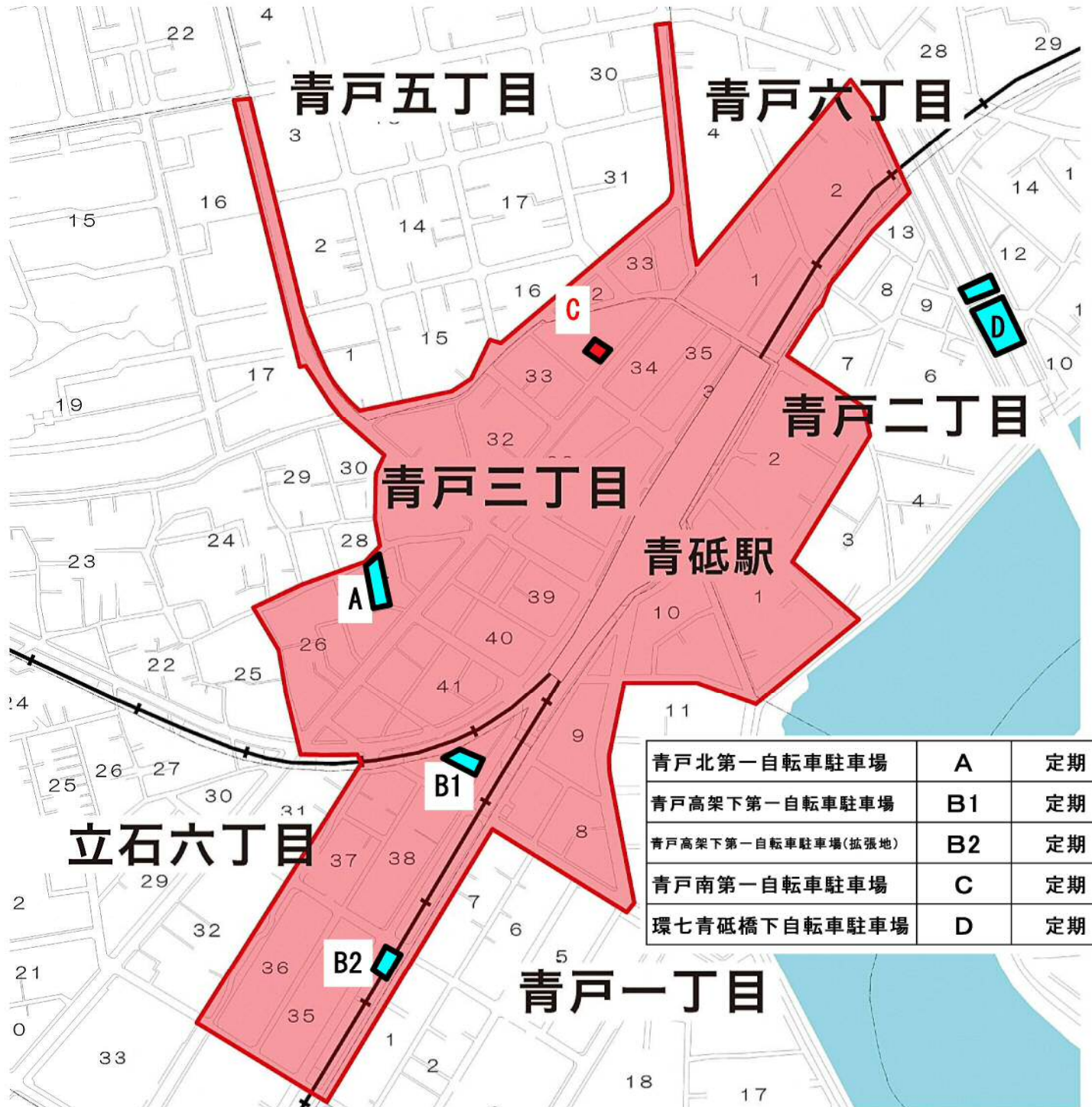
亀有東自転車駐車場	A	定期/一時利用
亀有南自転車駐車場	B1	定期/一時利用
亀有南駐車場(バイク)	B2	一時利用
亀有南駐車場(バイク)	B3	定期
亀有駅南口公園下自転車駐車場	C	定期/一時利用
亀有西自転車駐車場	D	定期/一時利用



高砂駅周辺放置自転車整理区域



青砥駅周辺放置自転車整理区域



「撤去/指導等 放置自転車対策について」

【区条例】葛飾区自転車の安全利用及び駐車秩序に関する条例/規則
 関連法令等 【都条例】東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例/規則
 【国法律】自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

保管所	整理区域	電話/所在地	
新小岩保管所	新小岩駅周辺	新小岩1-5先	03-3651-4966
高砂保管所	亀有駅周辺 青砥駅周辺 高砂駅周辺	高砂7-7-8	03-5699-1986
四つ木保管所	お花茶屋駅周辺 立石駅周辺 堀切菖蒲園駅周辺 四ツ木駅周辺 綾瀬駅周辺	東四つ木3-23先	03-3693-4154
新柴又保管所	金町駅周辺 柴又駅周辺 新柴又駅周辺	柴又5-29-15	03-5668-0241

※放置自転車についての問合せコールセンター(共通/24時間/年中無休):03-3663-4190(令和元年9月30日まで)

私有地/私道	警告/注意/指導/撤去を行わない ※店舗等に駐輪に駐輪指導は行う ※道路管理者として私有地/私道の自転車を撤去する根拠がない→地権者等が注意警告後に粗大ごみとして実費で処分		
原付/バイクについて	交通安全対策係で、駐輪指導/警告/撤去は行っていない。 ナンバープレートのないバイク→道路保全事務所(5654-9590)に依頼 付いているバイク→所轄警察署に依頼		
整理区域外の 放置自転車 撤去依頼等	区道	道路保全事務所 03-5654-9590	撤去まで、警告後、1週間～10日程度かかる
	都道	東京都 第五建設事務所(監察係) 03-5875-1435(5875-1402)	環七/平和橋通り/奥戸街道/柴又街道 江北橋通り/川の手通り 他
	国道	国土交通省東京国道事 務所亀有出張所 03-3600-5541	水戸街道/国道6号線 等

※整理区域内は区で対応のため
上記保管所等の各所へ依頼

撤去～返還の概要

- * 公道上にある自転車の現認
- ・巡回
 - ・苦情
 - ・依頼
- ↓
- 警告(赤札)
- 《一時間以上経過》
- ↓
- 撤去/搬送
[保管所入庫]
- ↓
- 告示後
2か月間保管
- ↓
- * 引取り
- ・手数料(1台につき3,000円)
 - ・通知はがき
 - ・自転車の鍵
- ・引取り者の住所/氏名を確認できるもの

- 期間内に引取りがなければ
- ・売却処分
 - ・リサイクル自転車へ
(指定販売店で販売約40台/月)

《注意》

撤去手数料を免除することは原則ない。さまざまな理由を付けて支払いを拒む人がいるが、手数料をいただかない限り自転車の返還はできない(行わない)。
 しかし、撤去よりも前に盗難届が受理されている場合に限り、無償返還をする。但し、受理されていない場合も、警察が事前に相談に来たことを証明できれば、無償返還をする。